



2024年2月2日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 齋藤 健
(コード：1971、東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役経営統括本部長 松澤 範生
(TEL. 03 - 3661 - 9631)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年4月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年2月20日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日： 2024年2月20日（火曜日）
- (2) 公告日： 2024年2月5日（月曜日）
- (3) 公告方法： 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.chuo-build.co.jp/ir/notice>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2023年12月14日に公表した「旭化成ホームズ株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、旭化成ホームズ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2023年12月15日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付けの結果、公開買付者が当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式及び当

社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったため、公開買付者の要請により、当社は、本臨時株主総会において、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以上